

## 東京都市計画地区計画 大山駅西地区地区計画の 原案に対する意見書の要旨

東京都市計画大山駅西地区に係る都市計画の原案を令和2年7月6日から2週間、公衆の縦覧に供したところ、東京都板橋区地区計画等の案の作成手続に関する条例第4条の規定により、3通3名の意見書の提出があった。意見の要旨及び区の見解は次のとおりである。また、本件都市計画に関しない参考意見5件の要旨も、参考として併せ記載する。

※意見書1通の中で複数の意見があるため、通数と件数は一致しない。

名 称	意見書の要旨	板橋区の見解
東京都市 計画地区 計画  大山駅西 地区地区 計画	<p><b>1 都市計画法第16条第2項により地区計画の原案に対し提出された意見</b></p> <p><b>(1) 地区計画の目標などに関する意見</b></p> <p>大山駅西地区全体のイメージがあきらかでない。 【意見数 1件】</p>	<p><b>(1) 地区計画の目標などに関する意見に対する区の見解</b></p> <p>地区計画の原案では、地区の目指すべき将来像を目標として定めています。</p> <p>本地区では、「安心・安全なまちづくり」、「にぎわいのあるまちづくり」、「鉄道立体化を見据えたまちづくり」の3つの目標を掲げており、その実現に向けて、補助第26号線整備、市街地再開発事業、東武東上線連続立体交差事業等のまちづくりを進めています。</p>
	<p><b>(2) 方針附図における地区施設の設置を検討するエリアに関する意見</b></p> <p>地区施設の設置を検討するエリアについて、居住者への説明、承諾、合意が無いまま原案が作成されている。 【意見数 1件】</p>	<p><b>(2) 方針附図における地区施設の設置を検討するエリアに関する意見に対する区の見解</b></p> <p>方針附図は、地区計画の目標の内容を説明するための補足的な図面であり、特に計画的な住宅市街地の整備又は開発が必要な地区の範囲、広域的、根幹的な交通体系の配置の方針などをおおまかに示すことで、区域内だけでなく周辺との関係性を表わすものです。</p> <p>本地区内の補助第26号線の北側は、道路が狭く、建物が密集しているため、</p>

		<p>道路の拡幅等により、防災性の向上を図ることが必要であると考えています。</p> <p>今後の課題として、方針附図に「地区施設の設置を検討するエリア」を位置づけ、地区施設の設置の必要性を含めて検討していきます。</p>
	<p><b>2 都市計画の手続きに関する意見</b>  <b>(1) 区民への周知などに関する意見</b>  区民への周知が不十分である。また、説明会での意見交換の時間が短い。  <b>【意見数 2件】</b></p>	<p><b>(1) 区民への周知などに関する内容に対する区の見解</b>  原案説明会の実施に際しての区民への周知方法として、地区内の居住者及び土地・建物所有者を対象に、説明会の開催案内等をポスティングや郵送で配付しています。また、地区外の方にも広く周知するために、広報いたばしやホームページを活用しています。  原案説明会は、2日間実施しており、質疑応答の時間を十分に確保しているものと考えています。</p>
	<p><b>3 参考意見</b>  <b>(1) 道路整備や再開発に関する意見</b>  ①道路整備や再開発が実行されると、大山の街を分断・破壊してしまう。  <b>【意見数 1件】</b>  ②大山に再開発は相応しくない。  <b>【意見数 1件】</b>  <b>(2) その他の意見</b>  大山のまちの置かれている状況や社会情勢、区の委員会や審議会などに関すること。  <b>【意見数 3件】</b></p>	